



熊本県公報

第13463号
令和7年(2025年)
8月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の辞退……………	(社会福祉課) 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止……………	(〃) 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更……………	(〃) 2
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 3
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 3
○換地処分……………	(農地整備課) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(担い手支援課) 3
○熊本県天草ビジターセンターに係る第8期指定管理者の募集…	(自然保護課) 4
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(担い手支援課) 5
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(〃) 9
○熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者の募集	(観光文化政策課) 20
登 載 依 頼	
○第2回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催	(環境審議会) 22
○天草不知火海区漁業調整委員会指示第205号	(天草不知火海区漁業調整委員会) 23
○熊本県民総合運動公園の指定管理者募集……………	(体育保健課) 23
○熊本県営八代運動公園の指定管理者募集……………	(〃) 25
○熊本県立総合体育館の指定管理者募集……………	(〃) 27
○藤崎台県営野球場の指定管理者募集……………	(〃) 29
○熊本県総合射撃場の指定管理者募集……………	(〃) 31
○熊本武道館の指定管理者募集……………	(〃) 33
○令和7年度(2025年度)警察機関向けマイクロソフトの	
ライセンス調達業務に係る一般競争入札参加資格等…	(警察本部情報管理課) 34
○令和7年度(2025年度)警察機関向けマイクロソフトの	
ライセンス調達業務に係る一般競争入札の実施……………	(〃) 35

告 示

熊本県告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県知事 木 村 敬

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
小嶋歯科医院	山鹿市中825	令和7年(2025年) 3月1日
春野歯科医院	玉名郡玉東町木葉659-3	令和7年(2025年) 2月28日

熊本県告示第629号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平

成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
松本医院	天草市牛深町2525	令和7年(2025年)5月1日
宮崎内科胃腸科医院	天草市亀場町亀川254	令和7年(2025年)3月12日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
とみた薬局塩屋店	八代市本町4丁目8-1	令和7年(2025年)4月1日

熊本県告示第630号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
うらべ・むらたクリニック 八代市横手本町2-1	名 称		令和7年(2025年)4月1日
	むらたクリニック	うらべ・むらたクリニック	
医療法人朝日野会 球磨村診療所 球磨郡球磨村大字一勝地甲77-17	蘇春堂球磨村診療所	医療法人朝日野会 球磨村診療所	令和7年(2025年)4月1日
医療法人朝日野会 光生病院 人吉市下原田町字西門1125-2	医療法人蘇春堂光生病院	医療法人朝日野会 光生病院	令和7年(2025年)4月1日
医療法人朝日野会 球磨病院 人吉市上青井町176	医療法人蘇春堂球磨病院	医療法人朝日野会 球磨病院	令和7年(2025年)4月1日

(薬局)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
クスノキ薬局あいだ店 人吉市東間上町2878番3	所 在 地		令和7年(2025年)5月1日
	人吉市東間上町2812番地5	人吉市東間上町2878番3	
共生薬局 荒尾店 荒尾市万田361-1	荒尾市万田475-1	荒尾市万田361-1	令和7年(2025年)5月12日

(訪問看護)

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーションCOCHIリンク 菊池郡菊陽町光の森 1丁目16-5-402	所 在 地		令和7年（2025年）4月1日
	菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	菊池郡菊陽町光の森1丁目16-5-402	

熊本県告示第631号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）8月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）8月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上 593番1地先から 同所 595番1地先まで	40.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）8月29日

公 告

熊本県公告第501号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）8月29日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1581番6、同1583番1、同1586番2及び同1586番3
448.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島2671番地
満田 健人
満田 奈那

熊本県公告第502号
県営小島地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
令和7年（2025年）8月29日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第503号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）8月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
丸山 幸夫	芦北町	葦北郡芦北町大字大川内字湯立670-2ほか7筆
丸山 幸夫	芦北町	葦北郡芦北町大字大川内字村前136ほか4筆

- 2 認可年月日
令和7年(2025年)8月21日

熊本県公告第504号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県天草ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- (2) 所在地
上天草市松島町合津6311番1号地内
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 16,295.00平方メートル（駐車場 約3,000平方メートルを含む。）
イ 主な建物 ビジターセンター（鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積427.43平方メートル）
- (4) 施設の概要
ビジターセンター（事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫）、公衆トイレ、ポンプ室及び駐車場

2 指定管理者が行う業務

- (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
- (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ウ)及び(エ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ 熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前年事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

- (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類）

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面

(エ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の確認に関しての申立書
- (2) 申請書類の提出先
熊本県環境生活部環境局自然保護課自然環境・公園班（県庁行政棟新館5階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2274（直通）
- (3) 提出期間
令和7年（2025年）9月19日（金）から令和7年（2025年）9月30日（火）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
電子メール又はファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本5部（副本については、写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
令和7年（2025年）10月上旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に熊本県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月30日（火）までの間に交付する。
- 8 説明会
現地説明会への参加を希望する場合は、令和7年（2025年）9月8日（月）までに、5(2)に対し、電話により法人等の名称、参加者の氏名及び現地説明会の開催希望日を伝えその参加を申し込むこと。
なお、現地説明会の開催日時（令和7年（2025年）9月中旬予定）及び開催場所については、9月上旬を目途に参加希望者に電話により連絡する。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5(2)に同じ。

熊本県公告第505号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）8月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		農地中間管理機構の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

井上 勝實	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋467ほか5筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋41〕
立山 茂行	南関町	玉名郡南関町大字上長田字船木520ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋35-1〕
藤本 芳弘	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋463ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋40〕

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
末竹 信雄	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋424-1ほか24筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋34ほか6筆〕
末竹 信雄	南関町	玉名郡南関町大字上長田字前田291-1ほか5筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋41〕
田中 誠一	南関町	玉名郡南関町大字上長田字前田350ほか3筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋38〕
阪田 孝司	南関町	玉名郡南関町大字上長田字平砂378-1 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋31〕
立山 善一	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋439-1ほか3筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋35-2〕
立山 善一	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋449ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋35-1〕
國崎 昭斉	南関町	玉名郡南関町大字上長田字寺嶋462-1ほか1筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋40〕
森野 和行	南関町	玉名郡南関町大字上長田字船木503 〔一時利用地 玉名郡南関町大字上長田字寺嶋43〕
杉山 祐二	宇城市	宇城市松橋町豊崎字水ノ本1030ほか1筆

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
三輪 誠治	宇土市	宮本 真次	宇土市	宇土市笹原町字中新開1112-1ほか3筆
太田黒 純子	宇土市	宮本 真次	宇土市	宇土市笹原町字湯開998
三輪 誠治	宇土市	岩本 賢治	宇土市	宇土市笹原町字寺新開1349ほか3筆
伊藤 忠信	宇土市	岩本 賢治	宇土市	宇土市笹原町字上新開74-1

伊藤 憲章	福岡県 春日市	平尾 陸旺	宇土市	宇土市網津町字松下118-1
水口 重光	宇土市	堀内 勇一	宇土市	宇土市下網田町字宮ノ後632
松永 恵子	宇土市	堀内 勇一	宇土市	宇土市上網田町字河原田254
水口 潤一	東京都 日野市	堀内 勇一	宇土市	宇土市下網田町字宮ノ後631
福島 圭子 (亡) 福島 和博	宇土市	堀内 勇一	宇土市	宇土市上網田町字河原田279
宮邊 剛	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2837
西辻 光徳	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2842ほか1筆
林 登美子	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字部反田76ほか2筆
上村 一弘	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1341ほか1筆
池本 利直	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1345ほか3筆
池本 重徳	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1415ほか25筆
藤末 親広	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1360ほか3筆
山村 良臣	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1374
藤枝 正行 (亡) 藤枝 大丈夫	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1377ほか5筆
藤末 紀代子 (亡) 藤末 好久	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2865ほか6筆
藤末 久守 (亡) 藤末 初好	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2868
中村 建治	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2872ほか1筆
西山 憲子 (亡) 西山 利昭	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2950-1
藤末 浩憲	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字五反田579
西林 亘	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字名木待485ほか1筆
西嶋 賢治	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2836ほか1筆
池本 憲一	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字塘下1674ほか5筆
池本 建次	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字山下2808
山村 由美子	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越

				1 4 1 8
宮本 正智	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越 1 4 2 0 - 1 ほか1筆
芳司 祐美	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字五反 田 5 8 4 - 1 ほか3筆
宮本 絹代 (亡) 宮本 思水	福岡県 大牟田 市	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越 1 4 2 5
南 末人	玉名市	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字塘下 1 6 7 3
西林 一也	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 8 5 6 ほか6筆
森本 幸春	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字五反 田 5 8 6
中山 菜穂美	福岡県 北九洲 市	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 8 2 6
牧嶋 倫子 (亡) 牧嶋 讓	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 8 4 6
藤末 紀代子	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字大辻 1 0 2 1 - 1 ほか1筆
馬場 甫水	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字部反 田 2 1 - 1
松本 光久 (亡) 松本 久清	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越 1 4 3 8
福田 和明	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字中 島 2 6 1 - 1
藤末 紀代子 (亡) 藤末 好久	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字元徳 9 2 8 - 1
西山 秀利 (亡) 西山 利修	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 9 0 5 - 1
西林 亘	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字浦畑 9 9 6 - 1
齋藤 あけみ 外1名	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字中 島 2 6 4 - 1
馬場 甫水	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字遠 見下 3 2 1 9 - 2 ほか1筆
西山 憲子 (亡) 西山 利昭	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 9 0 6 ほか1筆
宮邊 剛	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字遠 見下 3 2 3 0 - 1
上野 美代子	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字五反 田 5 5 8 ほか1筆
石本 堅志	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 9 3 5 - 1
石本 堅志 (亡) 石本	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東 牟田 2 9 3 3 - 1

イシ					
池本 重徳	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田 2 8 7 8 ほか 1 筆	
野畑 和宏	長洲町	十時 聖治	南関町	玉名郡長洲町大字高浜字牟田 1 7 9 7	
平木 ミドリ	長洲町	野村 秀夫	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字北ノ原 4 8 0 - 1 ほか 1 筆	
藪内 直弘	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下 3 2 3 0 - 2	
松本 光久 (亡) 松本久清	長洲町	村上 聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字浦畑 9 9 7	
中村 恵美 (亡) 中村致恭	山鹿市	武田 祐誠	和水町	玉名郡南関町大字肥猪町字櫛取 1 2 4 9	
右山 信一郎	南関町	武田 祐誠	和水町	玉名郡南関町大字肥猪町字櫛取 1 2 5 0	
横溝 武史	福岡県みやま市	米田 貴弘	南関町	玉名郡南関町大字豊永字鬼次郎 2 0 1 - 3	

2 認可年月日
令和7年(2025年)8月21日

熊本県公告第506号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
五木 勇	埼玉県 深谷市	林 主一	人吉市	人吉市下戸越町字内ノ原1084-1ほか1筆
五木 ヨシコ	人吉市	林 主一	人吉市	人吉市下戸越町字畦無田1296-1
恒松 義宏 (亡) 恒松 有義	人吉市	林 主一	人吉市	人吉市下戸越町字山口592-1
丸尾 政喜	人吉市	大石 和広	人吉市	人吉市下田代町字植松1520-17ほか4筆
瀧上 康二	東京都 江戸川 区	高村 満夫	錦町	人吉市上漆田町字井手ノ口3564
杉野 眞也	相良村	杉本 晋也	人吉市	人吉市上田代町字松原773
那須 裕二	熊本市	新村 靖彦	人吉市	人吉市下林町字大島94ほか1筆
大力 由美子	八代市	大坂間 尋基	人吉市	人吉市下永野町字八峯118-1ほか2筆
宮原 和夫	御船町	福屋 主税	人吉市	人吉市西間上町字園田2392-2
本岩 なみ子	人吉市	福屋 主税	人吉市	人吉市西間上町字園田240

				9ほか2筆
村上 正人	人吉市	木下 享介	人吉市	人吉市下原田町字西門字西園 2311
横峯 一征	人吉市	愛甲 貢	人吉市	人吉市下田代町字千椿128 7-1ほか3筆
尾里 淳子	錦町	株式会社内山 オーガニック ファーム	錦町	人吉市下田代町字向才田代4 50-1
春口 豊	奈良県 天理市	農事組合法人 球米	球磨村	人吉市蓑野町字中棚139
前村 幸男	福岡県 久留米 市	豊永 英紀	人吉市	人吉市下原田町字荒毛字角ノ 前1988
荒毛 龍一	熊本市	豊永 英紀	人吉市	人吉市下原田町字荒毛字迫田 1947-1
荒毛 龍一	熊本市	向岩 大輔	人吉市	人吉市下原田町字荒毛字迫田 1930-1ほか1筆
山田 政孝	錦町	乙益 崇信	人吉市	人吉市下田代町字植松152 0-36ほか1筆
丸山 秀一	人吉市	丸尾 義信	人吉市	人吉市七地町字清明192
中島 志津子 (亡)河野 輝雄	氷川町	宮崎農園有限 会社	宇城市	宇城市小川町新田出字二番2 72ほか3筆
守田 眞一	熊本市	福海 作馬	宇城市	宇城市松橋町豊福字古川64 3-1
泉 みどり	宇城市	本田 頼明	宇城市	宇城市松橋町御船字七番割5 00
水田 吉廣	大阪府 大阪市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字古川63 7-2
吉永 俊一	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 14-2ほか1筆
赤星 洋	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 15-3
植田 都	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 24-1
内山 義実	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 66-1
構田 勝成	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 66-2
奥村 敏郎	宇城市	村田 彰	宇城市	宇城市松橋町豊福字心吉15 68-2
加藤 義則	宇城市	加藤 美智也	宇城市	宇城市松橋町西下郷字下白洲 3403ほか1筆
中村 浩一	熊本市	今村 和弘	宇城市	宇城市不知火町浦上字横山4 24-3
木下 秀典	宇城市	今村 和弘	宇城市	宇城市不知火町長崎字南辻3 455-41
山本 司士	宇城市	今村 和弘	宇城市	宇城市不知火町長崎字米ノ山 2811-10
坂本 信一	熊本市	坂本 大和	熊本市	宇城市不知火町小曾部字森園 1624-10
坂本 信一	熊本市	坂本 大和	熊本市	宇城市不知火町小曾部字森園

(亡)坂本 信吾				1 6 2 4 - 1 3 ほか1筆
杉本 雷太郎	八代市	石原 秀憲	氷川町	宇城市小川町不知火字二番割 7 2
橋本 博明	宇城市	橋本 将真	宇城市	宇城市三角町手場字七ツ迫 1 5 0 5 ほか1筆
前田 信幸 (亡)前田 辰雄	宇城市	枝森 健吾	宇城市	宇城市三角町前越字横枕 5 2 5 ほか8筆
平原 里美	宇城市	吉田 光一郎	宇城市	宇城市三角町戸馳字牧ノ浦 6 4 9 1 - 1
井村 峰雄	宇城市	農事組合法人 宇土割営農生 産組合	宇城市	宇城市小川町新田字西堂本 9 2 1 ほか1筆
鋤田 文男	宇城市	鋤田 浩一	宇城市	宇城市小川町南小川字平田 2 6 8
鋤田 元孝	宇城市	鋤田 浩一	宇城市	宇城市小川町南小川字平田 2 6 7
松村 俊博 (亡)松村 千恵子	熊本市	村上 信治	宇城市	宇城市小川町河江字山ノ上 7 2 9 - 1 ほか4筆
吉村 和子	宇城市	塚田 順市	宇城市	宇城市小川町北新田字永島 1 2 2 6
前崎 国男	宇城市	平田 健一	宇城市	宇城市小川町中小野字猿川 1 1 3 6 - 1 ほか3筆
吉田 光臣	宇城市	村井 翼	熊本市	宇城市豊野町山崎字北ノ前 8 8 1 - 1 ほか1筆
野田 誠治 (亡)野田 輝光	宇城市	有限会社グリー ンサポート	宇城市	宇城市豊野町巢林字堂ノ前 9 5 7 - 1
吉田 政嗣	宇城市	有限会社グリー ンサポート	宇城市	宇城市豊野町下郷字歌ノ島 6 5 1 - 2 ほか1筆
泉 幸一	宇城市	泉 幸一	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 7 0 - 1 ほか13筆
古山 貴一	宇城市	泉 幸一	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 7 0 - 2
泉 美智代	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 9 7 7 ほか2筆
河崎 武	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 7 5 - 1 ほか2筆
清村 幸晴	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧 1 3 9 0 - 1 ほか2筆
五嶋 映司	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 7 0 - 2
井上 智津美 (亡)井上 利高	宇土市	田中 恵二	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 3 0 - 1
浦田 秀一	宇城市	田中 恵二	宇城市	宇城市松橋町古保山字花立 1 8 6 4
田中 恵二	宇城市	田中 恵二	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道 3 1 4 4 - 3
入江 満治	宇城市	入江 満治	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾 1 4

(亡) 入江 鉄之				02-2ほか4筆
岩崎 寿光	宇城市	岩崎 寿光	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3625-1ほか3筆
高本 英次	宇城市	岩崎 寿光	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 370
高本 禮子	宇城市	岩崎 寿光	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3519-1
岩崎 寿光	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字正久2 77
浦田 弘男	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 563ほか4筆
河崎 武	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3625-2ほか2筆
坂井 保夫	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田1 8-1ほか10筆
猿渡 陽一	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2895-1ほか2筆
白石 哲也	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 658-2
宮崎 恭一	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 596-1
宮原 和代	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3265-3ほか1筆
宮原 敏光	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 615
高尾 弘子 (亡) 高尾 敏光	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 620-1ほか1筆
宮崎 恭一	宇城市	坂井 保夫	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 561-1ほか1筆
岩崎 寿光	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字大道3 141-2
奥村 法子 (亡) 奥村 和雄	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字当尾3 330-2ほか1筆
小田原 新義	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町萩尾字中原19 19ほか2筆
小畑 稔	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町萩尾字中原19 21-1ほか4筆
小場佐 正光	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字当尾3 336-1ほか4筆
白石 哲也	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字打越1 780-1ほか2筆
田口 行春	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町萩尾字中原19 22-1ほか2筆
戸田 陽介	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷3 110-1
那須 修一	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷3 039ほか1筆
濱松 重敏	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字深田原 3270-1

丸山 サヤ子 (亡) 丸山 一吉	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字当尾3 330-1
宮原 敏治	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字乱橋1 475ほか1筆
宮崎 秀一	宇城市	株式会社堀内 農場	氷川町	宇城市松橋町古保山字東谷3 036-2
岩崎 寿光	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字大道3 156
浦田 秀一	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 417
浦田 弘男	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町萩尾字西原10 71ほか5筆
河崎 正弘	埼玉県 狭山市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字深田原 3231-2
北村 オツマ	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字大道3 134
小場佐 良二	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字大道3 155-1ほか1筆
志垣 幸一	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字大道3 155-2ほか2筆
高本 英次	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字当尾3 342-1ほか3筆
田口 行春	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 385-2
那須 修一	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 566-2ほか1筆
那須 榮蔵	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 418
松永 吉一 (亡) 松永 一郎	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2893ほか1筆
宮崎 恭一	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 559
宮原 敏治	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字深田原 3216-2
宮原 敏光	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字深田原 3212ほか2筆
河野 幸弘 (亡) 河野 敏幸	宇城市	株式会社那須 自然農園	宇土市	宇城市松橋町古保山字当尾3 342-2
上田 茂俊	宇土市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字正久2 91-2
浦田 秀一	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷3 038-1
浦田 弘男	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷2 977
志垣 幸一	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田1 2ほか4筆
白石 哲也	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 579ほか1筆
白石 浩次	宇土市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字正久2

				9 1 - 1
那須 榮蔵	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 5 5 - 3 ほか 1 筆
松本 益夫	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 5 5 - 2
丸目 格	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 5 3 ほか 1 筆
宮原 徹	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 0 2 - 1
渡辺 敏春	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字阿蘇堂 2 5 2 - 1 ほか 1 2 筆
浦田 秀一	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田 1 - 1 ほか 1 筆
坂口 ミヨ子	宇城市	渡辺 敏春	宇城市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2 9 1 9
上村 フミ子	宇城市	上村 フミ子	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 9 6 - 2
牛島 正子 (亡) 宗像 堺	宇城市	牛島 正子	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 7 5 1 - 3 ほか 6 筆
牛島 正子 (亡) 宗像 堺	宇城市	宗像 いとえ	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 7 7 1 - 1
牛島 正子 (亡) 宗像 堺	宇城市	片岡 大輔	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾 3 3 3 5 - 1
浦田 秀一	宇城市	浦田 秀一	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田 9 - 1
米村 誠治 (亡) 米村 富夫	宇城市	田中 恵二	宇城市	宇城市松橋町古保山字八反田 1 8 5 9 - 2 ほか 2 筆
浦田 秀一	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 1 4
清村 幸晴	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 4 6 - 1
坂井 保夫	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 1 0 - 1
澤村 三年	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 4 7
白石 哲也	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 1 0 - 2
高橋 はる代	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町曲野字琵琶田 1 2 8 1 - 1 ほか 1 筆
高本 正也	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 4 5 - 1 ほか 1 筆
中井 サツ子	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 4 0 - 2 ほか 2 筆
古山 貴一	宇城市	渡辺 保徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道 3 1 3 0 - 1 ほか 1 筆
入江 満治 (亡) 入江 鉄之	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾 3 4 3 0 - 1

浦田 伸介	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 0 0 - 2
浦田 伸介 (亡) 浦田 一満	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町古保山字虎御前 1 1 1 ほか 1 1 筆
浦田 弘男	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 0 6
黒木 明美	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷 3 0 8 0 - 2
高橋 はる代	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町曲野字中村 1 1 2 2 ほか 1 筆
中山 誠一	宇城市	浦田 伸介	宇城市	宇城市松橋町萩尾字中原 1 9 2 7 - 2 ほか 1 筆
浦田 忠光	宇城市	浦田 忠光	宇城市	宇城市松橋町曲野字琵琶田 1 2 9 9 - 1 ほか 6 筆
浦田 忠光	宇城市	福永 貴充	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 5 4 - 1 ほか 1 筆
浦田 伸樹	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字花立 1 8 6 5 - 1 ほか 2 筆
志垣 征治	宇土市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2 9 1 3 - 1
田口 行春	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2 9 1 2 - 2 ほか 1 筆
遠山 勤	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 6 4 - 5
那須 聡英	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字虎御前 6 6 - 1
三島 富幸	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 6 3 - 2
宮崎 恭一	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字虎御前 6 6 - 2
宮原 秀一	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田 6 3 - 1
小田原 和弘 (亡) 小田原 雪敏	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字花立 1 8 6 7
五嶋 映司	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 7 3 3 - 1
高尾 弘子 (亡) 高尾 敏光	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 6 3 - 6
高橋 はる代	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字棧敷殿 2 9 1 6 - 1
宮原 敏治	宇城市	浦田 伸樹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 7 5
浦田 弘男	宇城市	浦田 敬介	宇城市	宇城市松橋町古保山字前田 3 - 6 ほか 3 筆
奥村 法子 (亡) 奥村 和雄	宇城市	奥村 法子	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾 1 2 0 8 ほか 2 筆
奥村 法子 (亡) 奥村	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3 6 3 1 - 1 ほか 1 筆

和雄				
小田原 新義	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 1 9 - 1 ほか2筆
乙村 信矢	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 3 3 8 ほか20筆
清村 マキ子 (亡) 清村 眞光	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 6 7
小場佐 正光	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町萩尾字車道1 2 0 8 - 1 ほか2筆
澤村 三年	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 4 8 - 2
高本 英次	宇城市	乙村 信矢	宇城市	宇城市松橋町古保山字外当尾 3 6 3 1 - 2 ほか4筆
小田原 光広 (亡) 小田原 清光	宇城市	小田原 光広	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 2 5 0 - 1
小田原 光広 (亡) 小田原 清光	宇城市	高橋 辰治	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 3 6 5 ほか1筆
小場佐 サエ 子	宇城市	高橋 辰治	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 1 6 3 ほか3筆
宮原 和代	宇城市	高橋 辰治	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 4 0 0
小場佐 正光	宇城市	高橋 辰治	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 1 4 7 - 1 ほか3筆
坂井 保夫	宇城市	高橋 辰治	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 4 1 6 - 1 ほか2筆
小田原 光広 (亡) 小田原 清光	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字八反田 1 8 6 0 - 1 ほか2筆
猿渡 利春	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷2 9 7 6 - 2
松永 吉一 (亡) 松永 一郎	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 6 2 5
小田原 新義	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 1 6 4 - 1 ほか2筆
清村 幸晴	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 5 8 5
呉藤 政春	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 1 4 4 - 1 ほか6筆
猿渡 陽一	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷2 9 7 5 - 1
丸目 格	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字八反田 1 8 6 2 - 1 ほか3筆
小田原 新義	宇城市	小田原 靖志	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 2 6 6 - 1 ほか6筆
小田原 新義	宇城市	清村 善輝	宇城市	宇城市松橋町古保山字長迫2 6 4 3 - 1
清村 善輝	宇城市	清村 善輝	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 1 9 9 - 3 ほか4筆

日野 隆徳	宇城市	清村 善輝	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 6 1 1 - 1
宮原 従芳	宇城市	清村 善輝	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 5 7 8 - 2
高尾 弘子 (亡) 高尾 敏光	宇城市	清村 善輝	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾1 4 9 2
小田原 忠満	熊本市	小田原 忠満	熊本市	宇城市松橋町曲野字丸尾1 5 2 2 - 1
小田原 和弘 (亡) 小田原 雪敏	宇城市	小田原 和弘	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 7 8 0 - 2 ほか1筆
小田原 和弘 (亡) 小田原 雪敏	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 2 9 8 - 1
乙村 信矢	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 6 2 6 - 1
宮原 秀一	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 6 1 4
宮原 徹	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山1 6 3 0 - 2
宮原 敏光	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 4 1 1 - 2 ほか10筆
小畑 稔	宇城市	小畑 稔	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 7 8 2 - 3 ほか3筆
甲斐 龍一	宇城市	甲斐 龍一	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾1 4 9 3 ほか7筆
甲斐 龍一	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷3 0 3 0 ほか3筆
萱野 弘幸 (亡) 萱野 弘	宇城市	萱野 弘幸	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 1 8 8 - 1 ほか1筆
河崎 チエ子	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 3 8 1 - 2
河崎 正弘	埼玉県 狭山市	河崎 礼子	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道1 5 6 3 - 4 ほか2筆
北村 オツマ	宇城市	北村 オツマ	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 2 0 2 - 1 ほか4筆
清村 幸晴	宇城市	清村 幸晴	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 2 4 7 - 1 ほか1筆
清村 政治	宇城市	清村 政治	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾1 4 0 1 - 2 ほか15筆
小場佐 サエ 子	宇城市	清村 政治	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3 1 9 3 - 1
清村 マキ子 (亡) 清村 眞光	宇城市	清村 政治	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 3 8 2 ほか2筆
高尾 弘子 (亡) 高尾 敏光	宇城市	清村 政治	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 3 4 5 - 3
清村 善造	宇城市	清村 善造	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 1 9 8 ほか1筆

清村 マキ子 (亡) 清村 眞光	宇城市	清村 マキ子	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 40ほか6筆
黒木 明美	宇城市	黒木 明美	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1037ほか1筆
黒木 明美	宇城市	高本 正也	宇城市	宇城市松橋町曲野字琵琶田1 280-1ほか3筆
高本 正也	宇城市	高本 正也	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 180-1ほか8筆
古賀 京子	宇城市	古賀 京子	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 450-1ほか1筆
本田 則子	宇城市	古賀 京子	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 462-5
古賀 京子	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 591-1ほか1筆
本田 則子	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 591-2ほか1筆
宮原 敏治	宇城市	宮原 敏光	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 595
古賀 靖章	熊本市	古賀 靖章	熊本市	宇城市松橋町古保山字池尾1 191-1
五嶋 映司	宇城市	五嶋 智紀	宇城市	宇城市松橋町古保山字阿蘇堂 222-3ほか17筆
五嶋 智紀	宇城市	五嶋 智紀	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 730-2
松永 吉一 (亡) 松永 一郎	宇城市	五嶋 智紀	宇城市	宇城市松橋町古保山字阿蘇堂 235-1ほか2筆
小場佐 サエ 子	宇城市	小場佐 サエ 子	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 33-1ほか5筆
小場佐 正光	宇城市	小場佐 正光	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 23-4ほか1筆
小場佐 良二	宇城市	小場佐 良二	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1099ほか9筆
坂口 ミヨ子	宇城市	坂口 ミヨ子	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1035-1ほか3筆
北村 オツマ	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷3 050
坂口 ミヨ子	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3215-1
那須 榮蔵	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋1 574
丸目 格	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷3 055
志垣 幸一	宇城市	志垣 幸一	宇城市	宇城市松橋町古保山字虎御前 188-1
白石 哲也	宇城市	白石 哲也	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 668-1
高橋 はる代	宇城市	高橋 はる代	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 63-2ほか3筆
高本 英次	宇城市	高本 英次	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 69ほか3筆

高本 英次	宇城市	渡辺 重昭	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 666-1
那須 聡英	宇城市	渡辺 重昭	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 149ほか1筆
林田 保	宇城市	渡辺 重昭	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 377-1
古山 貴一	宇城市	渡辺 重昭	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 665ほか2筆
渡辺 重昭	宇城市	渡辺 重昭	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 668-2ほか9筆
高本 禮子	宇城市	高本 禮子	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 432ほか1筆
田口 行春	宇城市	岩瀬 和代	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 306-1ほか2筆
作森 昭治	宇城市	作森 昭治	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 370-1
林 信宏	熊本市	作森 昭治	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 370-3
徳田 勇次	宇城市	徳田 勇次	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾14 22-4ほか2筆
戸田 陽介	宇城市	戸田 陽介	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 975
中井 サツ子	宇城市	中井 サツ子	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 996ほか1筆
中山 誠一	宇城市	中山 誠一	宇城市	宇城市松橋町萩尾字中原19 27-2ほか6筆
那須 聡英	宇城市	那須 聡英	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道3 149ほか7筆
那須 修一	宇城市	那須 修一	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越1 784-1ほか2筆
那須 信一	宇城市	那須 信一	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 194-1ほか3筆
宮原 敏治	宇城市	那須 信一	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3203
那須 榮蔵	宇城市	鍬柄 茂徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字深田原 3218-1
縄馬 高司	宇城市	縄馬 高司	宇城市	宇城市松橋町曲野字丸尾14 23-2
橋本 知成 外1名	宇城市	橋本 知成	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1001ほか1筆
濱松 重敏	宇城市	濱松 重敏	宇城市	宇城市松橋町古保山字当尾3 377-3ほか1筆
林 信宏	熊本市	林 信宏	熊本市	宇城市松橋町古保山字池尾1 197-2ほか2筆
林田 保	宇城市	林田 保	宇城市	宇城市松橋町曲野字中村11 20-2ほか9筆
日野 隆徳	宇城市	日野 隆徳	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧1 369-4ほか2筆
平田 勝義	宇城市	平田 勝義	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道15 75ほか1筆
古山 貴一	宇城市	古山 貴一	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾1 239ほか1筆

松永 吉一 (亡) 松永 一郎	宇城市	松永 吉一	宇城市	宇城市松橋町古保山字虎御前 8 2 - 4 ほか 5 筆
丸山 サヤ子 (亡) 丸山 一吉	宇城市	丸山 サヤ子	宇城市	宇城市松橋町曲野字近道 1 5 8 9 - 1
丸目 格	宇城市	丸目 格	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾 1 1 7 8 - 1 ほか 2 筆
宮崎 恭一	宇城市	宮崎 恭一	宇城市	宇城市松橋町萩尾字中原 1 9 1 8 - 1 ほか 8 筆
宮原 和代	宇城市	宮原 和代	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1 1 3 3 - 1 ほか 4 筆
宮原 克子	宇城市	宮原 輝久	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧 1 4 1 9 - 1 ほか 1 筆
宮原 輝久	宇城市	宮原 輝久	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾 1 3 4 2 - 4
宮原 宏昭	宇城市	宮原 輝久	宇城市	宇城市松橋町古保山字池尾 1 3 3 5 - 1 ほか 9 筆
宮原 秀一	宇城市	宮原 秀一	宇城市	宇城市松橋町古保山字五反田 1 1 4 7 - 3 ほか 1 筆
宮原 秀一	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧 1 4 1 4 ほか 2 筆
宮原 徹	宇城市	宮原 徹	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 6 8 7 - 4
米村 誠治 (亡) 米村 富夫	宇城市	米村 誠治	宇城市	宇城市松橋町古保山字丸山 1 6 3 1 - 1 ほか 2 筆
宮原 敏治	宇城市	宮原 敏治	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧 1 4 5 7 - 1 ほか 6 筆
宮原 敏光	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 7 1 - 2
宮原 従芳	宇城市	宮原 従芳	宇城市	宇城市松橋町古保山字鳴瀧 1 3 5 0 - 1 ほか 2 筆
吉田 正	宇城市	吉田 桂祐	宇土市	宇城市松橋町古保山字虎御前 9 8 - 6
渡辺 耕生	宇城市	渡辺 耕生	宇城市	宇城市松橋町古保山字乱橋 1 5 3 5 - 2 ほか 1 筆
渡辺 保徳	宇城市	渡辺 耕生	宇城市	宇城市松橋町曲野字琵琶田 1 2 8 6 ほか 4 筆
渡辺 徳雄	宇城市	渡辺 徳雄	宇城市	宇城市松橋町古保山字打越 1 7 5 0 - 2 ほか 1 0 筆
渡辺 捷記	宇城市	渡辺 捷記	宇城市	宇城市松橋町古保山字女夫塚 6 0 5 ほか 3 筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)8月22日

熊本県公告第507号
県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
令和7年(2025年)8月29日
熊本県知事 木村 敬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(以下「中核拠点施設」という。)

- (2) 場所
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5343番地1ほか
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 102,671.51平方メートルのうち、約41,000平方メートル
イ 主な建物 体験・展示施設（木造及び鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上1階建、延床面積1,210.29平方メートル）
- (4) 施設の概要
ア 体験・展示施設（展示室1、シアター、展示室2、展示室3、企画展示室・交流ラウンジ、事務室、館長室兼応接室、倉庫、更衣室、トイレ、授乳室、各機械室等）
イ 屋外 震災遺構（旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層）、芝生広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 平成28年熊本地震に関する資料の収集、保管及び展示業務
 - (2) 平成28年熊本地震に関する学習活動の場の提供に関する業務
 - (3) 中核拠点施設にある震災遺構（旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層）の管理及び展示並びに当該震災遺構の解説業務
 - (4) 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るために必要な業務
 - (5) 中核拠点施設の使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
 - (6) 中核拠点施設の利用料金に関する業務
 - (7) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (8) その他中核拠点施設の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで及びケ（ウ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限る。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 申請にあっては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

- ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他知事が必要と認める書類
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
 (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県観光文化部観光文化政策課(熊本県庁行政棟本館7階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2011(直通)
- (3) 提出期間
 令和7年(2025年)9月22日(月)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本10部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
 観光文化部指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に熊本県において、指定管理候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、熊本県が別に定めた審査基準に基づいて各委員が審査及び採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の交付
 5(2)に掲げる場所で、令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの間に交付する。
- 8 現地説明会
 (1) 日時
 令和7年(2025年)9月5日(金)午後2時
 (2) 場所
 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の体験・展示施設(阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5343番地1)
 (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を別に定める様式により令和7年(2025年)9月2日(火)午後3時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
 (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため必要に応じ複製する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問合せ先
 5(2)に同じ。

登載依頼

第2回熊本県環境基本指針・計画検討委員会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員長 高宮 正之

- 1 開催日時
令和7年(2025年)9月8日(月) 午前10時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター 312会議室
- 3 議題
第七次熊本県環境基本計画の素案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、熊本県環境審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-333-2266)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第205号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年(2025年)8月29日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ(沈船魚礁)」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 指示の有効期間
令和7年(2025年)9月1日から令和9年(2027年)8月31日までとする。

熊本県教育委員会公告第42号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県民総合運動公園(以下「運動公園」という。)
 - (2) 場所
熊本市東区石原二丁目9番1号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 99.6ヘクタール
イ 主な建物 屋内運動広場(延床面積26,938平方メートル)、陸上競技場(延床面積34,697平方メートル)、体育館(延床面積1,080平方メートル)
 - (4) 施設の概要
屋内運動広場(グラウンド、室内温水プール、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース、アスレチックゾーン)、陸上競技場(グラウンド、フィールド、屋内走路、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室)、野球場、ソフトボール場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、弓道場、相撲場、体育館、運動広場、補助競技場、投てき場、ジョギングコース、いこいの広場、お楽しみ広場、芝生広場、和風庭園、ちびっこ広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
 - (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める

- 業務
3 指定管理者の指定の期間
令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
 - イ 事業計画書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
 - ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
 - ケ その他教育委員会が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) 参加資格に関する申立書
(ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
(エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
 - (2) 申請書の提出先
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(熊本県庁行政棟新館8階)
電話番号096-333-2709
 - (3) 提出期間
令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により令和7年(2025年)9月29日(月)の午後5時までまでに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本11部(副本については、写しで可)

- 6 指定管理候補者の選定
教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
5(2)に掲げる場所で、令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
(1) 開催日時
令和7年（2025年）9月8日（月）午前10時から
(2) 開催場所
熊本市東区石原二丁目9番1号
運動公園陸上競技場
(3) その他
現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年（2025年）9月4日（木）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第43号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年（2025年）8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県営八代運動公園（以下「八代運動公園」という。）
(2) 場所
八代市新港町四丁目1番
(3) 施設の規模等
敷地面積 129,765平方メートル
(4) 施設の概要
野球場（野球場、事務室、本部室、記者室、会議室、選手控室、身障者用観覧室、室内投球練習場）、陸上競技場（トラック、フィールド、本部室、放送・救護・記録室、温水シャワー室）、多目的広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
(2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
(3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
(3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力

- 団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ（ア）から（ウ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
- （ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- （イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- （ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- （イ）参加資格に関する申立書
- （ウ）指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- （エ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館8階）
電話番号096-333-2709
- (3) 提出期間
- 令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により令和7年（2025年）9月29日（月）の午後5時までまでに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。

- 8 現地見学会
(1) 開催日時
令和7年(2025年)9月9日(火)午後2時から
(2) 開催場所
八代市新港町四丁目1番
八代運動公園
(3) その他
現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年(2025年)9月4日(木)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第44号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県立総合体育館(以下「体育館」という。)
(2) 場所
熊本市西区上熊本一丁目9番28号
(3) 施設の規模等
ア 敷地面積 33,057平方メートル
イ 主な建物 体育館(延床面積15,214平方メートル)
(4) 施設の概要
大体育室、中体育室、小体育室、キッズルーム、室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室、会議室、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
(2) 体育・スポーツに関する相談及び指導を行う業務
(3) 体育・スポーツの普及振興に必要な業務
(4) 体育館の使用の許可に関する業務
(5) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
(3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 参加資格に関する申立書
- (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(熊本県庁行政棟新館8階)
電話番号096-333-2709
- (3) 提出期間
- 令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により令和7年(2025年)9月29日(月)の午後5時までに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
- (1) 開催日時
- 令和7年(2025年)9月10日(水)午前10時から
- (2) 開催場所
- 熊本市西区上熊本一丁目9番28号
体育館
- (3) その他

- 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年(2025年)9月4日(木)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第45号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
藤崎台県営野球場(以下「野球場」という。)
- (2) 場所
熊本市中央区宮内4番1号
- (3) 施設の規模等
敷地面積 62,276平方メートル
- (4) 施設の概要
野球場(野球場、事務室、来賓室、監督控室、審判控室、選手控室、主催者控室、会議室、放送室、記者室)、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設及び設備を提供する業務
- (2) 野球競技に関する相談及び指導を行う業務
- (3) 藤崎台県営野球場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 野球場の使用の許可に関する業務
- (5) 野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員

- それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 参加資格に関する申立書
- (ウ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (エ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(熊本県庁行政棟新館8階)
電話番号096-333-2709
- (3) 提出期間
- 令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により令和7年(2025年)9月29日(月)の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、令和7年(2025年)8月29日(金)から令和7年(2025年)9月29日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
- (1) 開催日時
- 令和7年(2025年)9月10日(水)午後2時から
- (2) 開催場所
- 熊本市中央区宮内4番1号
野球場
- (3) その他
- 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年(2025年)9月4日(木)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問合せ先
 5(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第46号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 (1) 名称
 熊本県総合射撃場(以下「射撃場」という。)
 (2) 場所
 上益城郡益城町砥川3586番地
 (3) 施設の規模等
 ア 敷地面積 22ヘクタール
 イ 主な建物 管理棟(延床面積359平方メートル)
 (4) 施設の概要
 クレー射撃場、ライフル射撃場、事務室、会議室、研修室、駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 (1) 射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
 (2) 射撃競技に関する相談及び指導を行う業務
 (3) 熊本県総合射撃場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
 (4) 射撃場の使用の許可に関する業務
 (5) 射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
 令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 参加資格
 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
 (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
 ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
 イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
 エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
 (1) 提出書類
 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續に関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
 （ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 （イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者において、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 （ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 （イ）参加資格に関する申立書
 （ウ）指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 （エ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館8階）
 電話番号096-333-2709
- (3) 提出期間
 令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により令和7年（2025年）9月29日（月）の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
 5(2)に掲げる場所で、令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
 (1) 開催日時
 令和7年（2025年）9月8日（月）午後2時から
 (2) 開催場所
 上益城郡益城町砥川3586番地
 射撃場
 (3) その他
 現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年（2025年）9月4日（木）午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
 (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に

- について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5 (2) に同じ。

熊本県教育委員会公告第47号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和7年(2025年)8月29日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本武道館(以下「武道館」という。)
- (2) 場所
熊本市中央区水前寺五丁目23番2号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 3,760平方メートル
イ 主な建物 武道館(延床面積3,143平方メートル)
- (4) 施設の概要
柔道場、剣道場、第1小道場、第2小道場、事務室、会議室、宿泊室、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設及び設備を提供する業務
- (2) 柔道、剣道その他武道に関する相談及び指導を行う業務
- (3) 武道館設置の目的を達成するために必要な業務
- (4) 武道館の使用の許可に関する業務
- (5) 武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)から(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の

- 内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）参加資格に関する申立書
（ウ）指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
（エ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課（熊本県庁行政棟新館8階）
電話番号096-333-2709
- (3) 提出期間
令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により令和7年（2025年）9月29日（月）の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
5(2)に掲げる場所で、令和7年（2025年）8月29日（金）から令和7年（2025年）9月29日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
(1) 開催日時
令和7年（2025年）9月9日（火）午前10時から
(2) 開催場所
熊本市中央区水前寺五丁目23番2号
武道館
(3) その他
現地見学会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により令和7年（2025年）9月4日（木）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5(2)に同じ。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）8月29日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
令和7年度（2025年度）警察機関向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）9月10日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を含め定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第93号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）8月29日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
令和7年度（2025年度）警察機関向けマイクロソフトのライセンス調達業務
 - (2) 業務の内容
令和7年度（2025年度）警察機関向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
令和8年（2026年）1月30日（金）
 - (6) 納入場所
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札

- システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けるシステム障害により紙入札による入札の継続が不可能と認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の100分の100に相当する金額より入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「電気・機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアに受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更がない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）9月10日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 次の掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知らずこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等、出席する会合、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者で

あることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便のみ。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便のみ。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年(2025年)10月1日(水)午後3時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)10月1日(水)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)10月16日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)10月15日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)10月16日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)10月15日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

- 者のＩＣカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係
電話番号 096-381-0110（内線2448）
ファックス番号 096-381-2048
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity :
Kumamoto Prefectural Police Microsoft license 1 set
- (2) Date and Place for tender :
Date: October 16th 2025, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2448)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen